

名古屋車両所の敷地内であっても、

トイレは『コンビニ』で借りろ！

2月1日から、指定区域外の検修庫内での「ヘルメットと保護メガネの着用」を義務づけた現場管理者に対して2月5日、村上分会長は「ヘルメットと保護メガネの着用」をしないで検修庫内のトイレを使えるよう」に要望しました。

村上分会長 : 身体の具合が悪くなり、車両所の正門付近で急にトイレに行きたくなったときには「ヘルメットと保護メガネの着用」しないで、検修庫内の近くのトイレを使えるようにしてほしい。

竹腰首席助役 : 正門付近であっても、出勤途上ならコンビニのトイレを借りろ。

村上分会長 : 体調不良のため、急に腹の具合が悪くなり1分、1秒でも、早くトイレに駆け込みたいときに、一番近いトイレを保護具なしで使用させてほしい。わざわざ、何百メートルも離れたコンビニまで行きトイレを借りるのは馬鹿げている。再度聞くが、車両所の正門近くまで来ているにも関わらず、何百メートルも離れたコンビニまで行き、トイレを借りるのか。庁舎のトイレまで我慢しろと言うのか。

竹腰首席助役 : そうだ。

検修庫のトイレ使用は絶対に保護具を着用していない限り、使用は出来ない。認められない。

車両所の正門近くであっても出勤の途中であれば、コンビニのトイレを借りれば良いのではないか。

村上分会長 : 再度聞くが、車両所の正門近くまで来ているにも関わらず、体調不良であっても、何百メートルも離れたコンビニまで行き、トイレを借りるのか。または、名両所庁舎のトイレまで我慢しろと言うのか。

竹腰首席助役 : そうだ。

結果、管理者は保護具無しでの検修庫内のトイレ使用を許可しなかった。

「決めたことは、何があっても従え」という会社の姿勢は、職場支配の『命令と服従』、『規律と忠誠心』そのものです！！

私たちとともに、明るく・風通しの良い・健康的な職場環境に変えていきましょう！！